

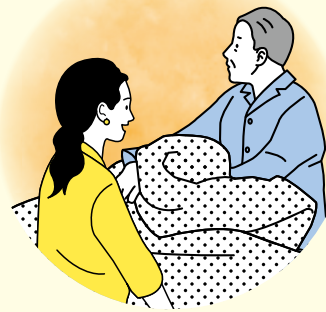


東京都では、
育児・介護等を理由に会社を退職した
方が元の会社に復帰し、能力を発揮で
きる環境を整備する中小企業等を応援
するため、「ジョブリターン制度」を導入
する企業に対し奨励金を支給します。

ジョブリターン

制度の導入を 応援します!!

※「ジョブリターン制度」とは、
結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児または
介護を理由に退職した方が、退職前の会社に
復帰できる制度のことです。



都内中小企業向け
奨励金
20万円



奨励金の概要

＜奨励対象事業者＞ ※一部抜粋 ※詳細は募集要項でご確認ください。

- ①都内で事業を営む中小企業等（常時雇用する労働者が300人以下であること。）
- ②都内勤務で常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続雇用していること。
- ③就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。
- ④就業規則やその他規程で、ジョブリターン制度について明文化されていないこと。
- ⑤都HPへの企業名等の公表に同意すること。

＜奨励事業＞ ※詳細は募集要項でご確認ください。

- ①ジョブリターン制度の導入
* ジョブリターン制度を新たに整備し、就業規則やその他社内規定に明文化の上、労働基準監督署に届け出ること。
- ②社内及び社外への周知
* 規定したジョブリターン制度を、社内掲示やイントラネット、ホームページ等の効果的な方法により社内及び社外に周知すること。

＜奨励金額＞

20万円(対象の事業実施期間内に“奨励事業”をすべて実施した場合に支給)

※詳細は、下記ホームページ(「TOKYOはたらくネット」)より募集要項をご確認ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/jobreturn/>



育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金

<申請から受給までの流れ>

STEP

01

事前 エントリー

受付日の10時～17時に事前エントリーを行ってください。
 ※事前エントリーはTOKYOはたらくネットからできます。
 ※予定数を越えた場合には抽選を行います。

	事前エントリー受付日	事業実施期間	予定数
第4回	2021年 7月20日(火)	2021年 9月1日～2021年11月30日	80社
第5回	2021年 8月19日(木)	2021年10月1日～2021年12月31日	80社
第6回	2021年 9月17日(金)	2021年11月1日～2022年 1月31日	80社
第7回	2021年10月19日(火)	2021年12月1日～2022年 2月28日	20社

STEP

02

申請可否の連絡

事前エントリーの結果をメールにてご連絡します。

STEP

03

奨励金の申請

エントリー確定の連絡を受けた企業は、交付申請書類を都が定めた期日までに提出してください。

STEP

04

奨励対象事業者等 の決定 (交付決定)

決定後、交付決定通知書を送付します。

STEP

05

奨励事業の実施

交付決定を受けた企業は、都が定めた事業実施期間内で奨励事業を実施してください。

STEP

06

実績報告

奨励事業終了後、都が定めた期日までに実績報告書類を提出してください。

STEP

07

奨励金交付額の決定 奨励金支給

実績報告書をもとに奨励額を確定し、奨励金を支給します。

◆事前エントリーや申請書類等様式のダウンロードは下記ホームページ(「TOKYOはたらくネット」)より可能です。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/jobreturn/>



お問合せ先

東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用環境整備推進担当
 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階北側
 TEL : 03-5320-7594
 【受付時間:平日9:00～17:00(12:00～13:00を除く)】

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。
 詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。